

2018年6月25日

(報告要旨)

理念・原理・制度とサイバーセキュリティ法制

湯浅 颯道

(情報セキュリティ大学院大学学長補佐・情報セキュリティ研究科教授)

1. サイバーセキュリティを取り巻く環境の現状

1.1. 財産・知的財産、個人情報・プライバシー侵害、機密情報窃取からさらに深化

インフラへのサイバー攻撃

AIのマルウェア感染による暴走、テロ・犯罪利用

IoT（特に協調型自動運転も含めたコネクテッド・カー）への攻撃の恐れ

国家等が背景にあると思われるサイバー攻撃の増加

1.2. 法的課題の浮上

通信傍受と通信の秘密、プライバシーとの衝突

アトリビューションと情報共有

テロ対策とバルク・データ収集

暗号化の是非（暗号化への復号強制の是非）

デジタル・フォレンジックの進化、リーガル・マルウェア、サイバー兵器

サイバー攻撃と「武力行使」該当性

1.3. 「サイバーセキュリティ」の諸相

狭義のサイバーセキュリティ

広義のサイバーセキュリティ

※サイバーセキュリティ基本法第2条

「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。」

2. 制度、理念、原理へのサイバー攻撃

2.1. SPE 事件

2014年11月24日 ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメント(SPE)へのハッキング事件

12月19日 オバマ大統領記者会見「SPE の状況には同情するが、上演中止は誤り」と批判

2015年1月2日 SPE に対するサイバー攻撃を理由として北朝鮮に対する追加制裁を行う大統領令を发出

「米国企業に破滅的な財務上の影響を与え、アーティストや他の市民の表現の自由を侵害することを画策した」

2.2. デジタルゲリマンダー¹

1 SNS でメッセージの伝達にバイアスをかけること等によって誘導を行う (Facebook の感情伝染実験) =ジョナサン・ジットレインの批判

2 コンピューター技術を使って恣意的な選挙区割りを行う (地理的ゲリマンダーの高度化)

3 統計的データ分析を用いて選挙区割以外の方法により投票結果にバイアスをかける (たとえば、レンタルビデオ店の顧客にのみ投票を促すようなキャンペーンを行うこと等)

※コリン・ベネットの整理

個人データを利用する選挙運動(VRM)

voter relations management

big data

micro targeting

mobile data

2.3. 2016年アメリカ大統領選挙²

2016年5月18日	国家情報長官室のクラッパー(Clapper)報道官が、大統領選挙がハッカーの攻撃対象となっていると声明を発表
2016年7月	ウィキリークスが民主党の内部メール約2万通を公表、公表されたメールの中には民主党全国委員会のシュルツ(Schulz)

¹ 湯浅壘道「デジタルゲリマンダの法規制の可能性」情報処理58巻12号(2017年)1070-1074頁参照。

² 湯浅壘道「選挙とサイバーセキュリティ(1)」選挙2018年1月号(2018年)10-15頁、「選挙とサイバーセキュリティ(2)」選挙2018年2月号(2018年)9-18頁参照。

	委員長が民主党の大統領候補をクリントン(Clinton)候補と争ったバーニー・サンダース(Bernie Sanders)上院議員を否定的に述べたもの等が含まれていた
2016年7月24日	シュルツ委員長が民主党全国大会開幕前日に突然、委員長を辞任
2016年10月7日	国家安全保障省と国家情報長官室が、共同で「アメリカの情報機関のコミュニティは、政治団体を含むアメリカの市民や組織からの電子メールの近時の漏洩は、ロシア政府の指示によるものと確信する」と声明
2016年10月7日	共同声明の数時間後、ウィキリークスがクリントン候補のポデスタ選挙対策委員長の Gmail からハッキングしたとみられる個人の電子メールを 2000 通以上暴露
2016年11月8日	大統領選投票日
2016年12月8日	オバマ(Obama)大統領が、情報機関に対してロシアからの大統領選に対するサイバー攻撃について詳細に調査するように指示
2016年12月29日	アメリカに駐在するロシアの外交官 35 名を国外追放する措置を講ずると発表
2017年1月6日	中央情報局(CIA)、連邦捜査局(FBI)、国家安全保障局(NSA)が「近時の米国選挙におけるロシアの活動と狙いに関する評価」を公表
2017年5月9日	トランプ大統領がコミー(Comey) FBI 長官を解任
2017年5月17日	マラー(Mueller)元 FBI 長官が、ロシア介入疑惑を捜査する司法省特別検察官に任命される
2017年10月30日	マラー特別検察官がトランプ陣営関係者のポール・マナフォート、リック・ゲーツを起訴
2018年4月10日	ケンブリッジ・アナリティカ社への個人情報不正流出問題で、Facebook 社ザッカーバーグ(Zuckerberg) CEO が連邦議会上院司法委員会及び商業科学運輸委員会との合同聴聞会で証言
2018年4月11日	ザッカーバーグ(Zuckerberg) CEO が連邦議会下院資源商業委員会の聴聞会に出席して証言
2018年5月22日	ザッカーバーグ(Zuckerberg) CEO が欧州議会で証言

2.4. 2019年EU議会選挙

2017年3月

フランス政府がサイバー攻撃の恐れがあるとして2017年6月議会選挙における在

外インターネット投票導入を中止

2017年4月・5月

フランス大統領選挙でフェイクニュース問題が顕在化

2017年5月16日

ユンケル(Juncker)委員長がデジタル経済・社会担当のマリヤ・ガブリエル(Mariya Gabriel)委員(ブルガリア選出)に対して書簡を発出³

市民を保護するため、第一副委員長(より良い規制、組織間関係、法の支配と基本的人権、表現の自由、情報の自由、メディアの多様性と自由、インターネットの公開性、及び文化的・言語的多様性担当)と密接に連携して、オンライン・プラットフォームによるフェイク情報の流布によって民主主義を脅かしている実態についてEUレベルで調査する必要があると指摘

2017年11月13日～2018年2月23日

フェイクニュースとオンライン虚偽情報に関する意見聴取(Public consultation)を実施⁴

意見聴取項目

- 1 フェイク情報とそのオンラインでの拡散の定義
- 2 オンライン上でのフェイク情報の拡散に対してすでにプラットフォーム、ニュースメディア、市民組織等が実施している対策の調査
- 3 フェイク情報のオンラインでの拡散を防止して情報の質を高める方策についての将来の行動の射程

2017年11月13日・14日

意見聴取の一環として、マルチステークホルダーによる会議を開催⁵

2018年1月15日

フェイクニュース及び虚偽情報に関する有識者会合(High-Level Group on Fake News and online disinformation)が設置され、第1回会合

2018年2月14日

2019年欧州議会選挙に向けた欧州委員会勧告「欧州の特質の強化と欧州議会 2019

3

https://ec.europa.eu/commission/commissioners/sites/cwt/files/commissioner_mission_letters/mission-letter-mariya-gabriel.pdf

4

https://ec.europa.eu/info/consultations/public-consultation-fake-news-and-online-disinformation_en#about-this-consultation

意見聴取結果は以下に公開されている。

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/synopsis-report-public-consultation-fake-news-and-online-disinformation>

5

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/recordings-multi-stakeholder-conference-fake-news>

年選挙の効果的な執行に関する 2018 年 2 月 14 日の勧告」⁶

"[C]ompetent national authorities [...] to identify, based on the experiences of Member States, best practices in the identification, mitigation and management of risks to the electoral process from cyberattacks and disinformation".

2018 年 4 月 26 日

欧州委員会によるフェイクニュース規制を公表⁷

虚偽情報に対する「多面的な対応(multi-dimensional approach)」を提案

虚偽情報に関する行動規範

各ファクトチェッカーの独立ネットワークの構築

虚偽情報に対するセキュアなヨーロッパのオンラインプラットフォーム

メディアリテラシーの強化

加盟国に対する選挙のレジリエンス強化支援

質の高い多様な情報の支援

戦略的なコミュニケーション政策の調整

プラットフォームに対して 2018 年 7 月までに共通の行動規範(a common Code of Practice)を策定して遵守することを要求

- ・スポンサードコンテンツ、特に政治広告についての透明性を確保すること、また政治広告のターゲティングオプションを制限し、虚偽情報の提供者の利得を削減すること
- ・アルゴリズムの機能と第三者による検証を可能にすることについて、明確に説明すること
- ・他の視点を代表する異なるニュースソースをユーザーが発見してアクセスしやすいようにすること
- ・フェイクアカウントの特定と閉鎖対策、自動ボットの問題への取組を開始すること
- ・ファクトチェッカー、研究者、および公的機関がオンラインの虚偽情報を継続的に監視できるようにすること

3. 制度、理念、原理とサイバー攻撃

3.1. 論点の仮整理

制度、理念、原理へのサイバー攻撃か、個人の権利（特にプライバシー）侵害か

⁶

https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/recommendation-enhancing-european-nature-efficient-conduct-2019-elections_en.pdf

⁷ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-3370_en.htm

レイヤ	問題
1 国家（政府）	世論操作による政策誘導、選挙干渉
	自国民の個人情報・個人データの越境
2 事業者（特にプラットフォームフォーマー）	世論操作や選挙干渉への結果的加担
	個人情報保護法制・プライバシー保護法制違反
3 個人	知る権利の侵害、選挙権の侵害
	プライバシー侵害、個人情報流出等被害

3.2. 論点の再構成

プライバシー侵害・個人情報被害という枠組みから、選挙・民主主義に係わる制度、理念、原理の侵害と法的に捉えることは可能か

「選挙の Integrity」⁸か「選挙権侵害」か

選挙に関する憲法上のさまざまな原則を選挙権の中に包含できるのであれば⁹、選挙に関する憲法上のさまざまな原則に内包される規範的要求の充足を妨害するさまざまなサイバー攻撃や偽情報活動等を選挙権の侵害、またはその行使の侵害と捉えることが可能であり、国家（政府）はその防止の責任（少なくとも努力義務）を負うと解することも可能か

選挙権を純粋な私的権利として捉えた場合（権利一元説）、権利の行使やその不行使は原則として権利享有主体である有権者に委ねられることになり、本人による権利侵害の訴えを待つことになるか

3.3. その他の対抗策

外交官追放等の外交的手段や口座凍結等による制裁では不十分であり、アクティブ・サイバー・ディフェンスのような積極的な技術的対抗手段の実行を主張する議論

国際法的評価と国内法的評価

法的対抗策と技術的対応先、実力対抗策

実効性と新たな国際紛争の危険

⁸ 湯淺壘道「アメリカにおける選挙権の観念の一断面—integrityを手がかりに—」青山法学論集 56 巻 4 号（2015 年）71-99 頁参照。

⁹ ただし、権利公務二元説からも「選挙に関する憲法上の原則にはさまざまな側面があるので、それらをすべて同じ選挙権の内容に含ませることは、選挙権をあまりにも包括的にとらえることになりはしないかとの懸念がある。選挙に関する憲法上の原則は人権ならびに国会の章に散在しているので、それらをまとめて整理したり、体系化したりするのはよい。しかしそれを選挙権の内容とする必要は少しもない。憲法上の明記された原則まで一つの権利のなかにすべて取り込むことが、解釈論として望ましい在り方なのか私には疑問である。」とする見方もある。野中俊彦『選挙法の研究』（信山社、2001 年）51 頁。